

別記第5号様式（第4条関係）

一般販売業  
毒物劇物 農業用品目販売業 登録更新申請書  
特定品目販売業

登録番号及び 登録年月日	第 年 月 日
店舗の所在地及び名称	〒 仙台市 区 TEL —
毒物劇物取扱責任者の 住所及び氏名	
備考	

一般販売業

上記により、毒物劇物の 農業用品目販売業 の登録の更新を申請します。

特定品目販売業

年 月 日

住所(法人にあつては、主たる事務所の所在地)

氏名(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)

TEL ( )

(あて先) 仙台市保健所長

担当者名 \_\_\_\_\_ 連絡先 TEL \_\_\_\_\_

(注意)

- 1 用紙の大きさは、A4とすること。
- 2 字は、墨、インク等を用い、楷書ではつきりと書くこと。
- 3 附則第3項に規定する内燃機関用メタノールのみを取り扱う特定品目販売業にあつては、その旨を備考欄に記載すること。
- 4 毒物又は劇物を直接取り扱わない販売業にあつては、「毒物劇物取扱責任者の住所及び氏名」の欄に「なし」と記入し、備考欄に「伝票販売のみ」と記載すること。
- 5 登録票を添えること。

## 毒物劇物販売業 登録更新時チェックリスト【現物取扱】

登録番号:第	号 営業所名称:	記入年月日:	
取扱っている毒物・劇物の種類、用途			
発火性又は爆発性のある劇物の取扱い(※1)		あり · なし	特定毒物の取扱い(※2)
興奮、幻覚又は麻酔の作用を有する物の取扱い(※3)		あり · なし	インターネット販売
毒物・劇物の主な販売先	【毒物劇物販売業者(登録業者)】		
	【最終消費者(エンドユーザー)】		
毒物・劇物の主な仕入先			
～～～以下の項目について、○・×・該当なし のいずれかを右欄にご記入ください。～～～			
毒劇物の貯蔵陳列場所は適正か(他の物との区分、施錠、流出防止措置等)。			
毒劇物の貯蔵陳列場所に「医薬用外劇物」「医薬用外毒物」の表示をしているか。			
毒物劇物の容器として、飲食物の容器を使用していないか。			
盜難紛失防止措置・流出等防止措置を適正に講じているか(「盜難等防止規定」「危害防止規定」の作成など)。			
【農業用品目／特定品目販売業のみ対象】登録を受けた品目以外の毒劇物の取扱いはないか。			
【販売先が登録業者である場合】販売(譲渡)の記録について、必要項目を書面に記載し5年間保存しているか。			
【販売先が登録業者である場合】営業者登録の有無を確認し記録しているか。			
【販売先が最終消費者である場合】必要項目を記載し押印した譲受書の提出を受け、5年間保存しているか。			
交付制限のある者(18歳未満の者、麻薬・大麻・あへん・覚醒剤の中毒者等)や安全な取扱いに不安があると認められる者等に毒劇物を交付していないか。			
【発火性、爆発性のある毒劇物を販売する場合】身分証明書等により交付の相手方の身元の確認を行い、必要な記録を帳簿に記載し、5年間保存しているか。			
【特定毒物を販売する場合】毒物劇物営業者、特定毒物研究者、特定毒物使用者以外の者に特定毒物を販売(譲渡)していないか。			
販売する毒劇物の性状及び取扱いに関する情報(SDS 等)を譲受人に適正に提供しているか。			
登録事項に変更が生じた際には変更届を遅滞なく提出しているか。			
自由記載欄			

※1:亜塩素酸ナトリウム、亜塩素酸ナトリウム 30%以上含有製剤、塩素酸塩類、塩素酸塩類 35%以上含有製剤、ナトリウム、ピクリン酸(毒劇法施行令第 32 条の 3 より)

※2:毒劇法別表第 3 及び毒劇指定令第 3 条に規定されるもの

※3:トルエン、酢酸エチル、トルエン又はメタノールを含有するシンナー、接着剤、塗料、閉そく用・シーリング用充てん料  
(毒劇法施行令第 32 条の 2 より)